

## 審査申立 証拠説明書

岐阜検察審査会 御中

2008（平成20）年1月9日

申立人 寺町知正 ほか

本日付の私たちの申し立てに関して、引用した書証の目録を示す。

★ 平成19年12月20日付け 処分通知書

「検察官検事 福田直俊」 「不起訴」と記載されている。

★ 平成19年12月25日付け 不起訴処分理由告知書

「起訴猶予」と記載されている。

- 第1号証 2007年6月9日の岐阜県警による事情聴取の開始の報道。  
「選挙公営で詐欺か」「県警、市議らを聴取」「山県市議ら数人聴取」「市に水増し請求」  
「ポスター費大きな差」「良心、倫理の問題」
- 第2号証 同6月12日の新聞報道。「市議が主導した」こととの経過のスクープなど。  
「複数の市議、水増し主導」「印刷業者証言10万円還流指示も」「口閉ざす市議ら」  
「市民『公金感覚マヒ』」「疑い事実なら辞職を」「市民から憤りの声」
- 第3号証 同6月15、16日の新聞記事。県庁記者クラブでの事実関係を認めた。  
「5人が水増し認める」「市に返還を打診」「核心部分説明せず」「市民『あきれろ』」
- 第4号証 同6月30日の新聞記事。被疑者宮田軍作が記者会見を開き水増しを認めた。  
「新たに1市議、水増し認める」「6人目、辞職は否定」「市議会は『信頼回復』決議」
- 第5号証 同7月10日の新聞記事。議長が水増しを認めた。  
「水増し半額以上」「市議辞職にも含み」「市民厳しく批判」
- 第6号証 同8月4日の新聞記事。市調査委員会と市が7人の氏名と水増し額等を公表。  
「水増し請求計149万円」「委員長がくぎ／7人を厳しく指弾」「辞職 議員の判断で」
- 第7号証 同7月13日の新聞記事。岐阜県警による書類送検。  
「県議と6市議書類送検」「山県市議ら7人書類送検へ」「山県市議ら12人書類送検」。
- 第8号証 同12月21日の新聞記事。岐阜地検は全員を不起訴とした。  
岐阜新聞 「市民から疑問の声」「辞職した議員は社会的制裁を受けたのだから、それなりに処分に差があると思った」  
「宮田市議は『辞職して身をたやす方法もあるが、あえて議員を続けることで、今後、市民の役に立ち信頼を回復したい』と主張。横山県議も「皆さんに大変迷惑をかけた。公人として十分慎重に行動し、今後の活動で取り返したい」と話した」  
毎日新聞 「地検は『議員、元議員ら7人は事実を認め、すでに被害返済しているほか、5市議が辞職し、反省が認められる』とした。」  
読売新聞 「地検は『被害弁償が済んでおり、反省もしている』とした。」

中日新聞「関市のフリーター女性は『起訴猶予では軽いと思う。辞職で社会的制裁を受けたとしても、職を失って当たり前のことをしていたのではないですか』と不満そうに話した」「岐阜地検の判断に疑問を投げかける人もいた」「市民『辞職し責任をとってほしい。反省なんて信じられない』『一罰百戒の意味からも、裁判で事の本質を明らかにすべきだった。県民にとっては悔いを残す結果だ。』」

- 第9号証 同12月21日の新聞記事。岐阜地検は全員を不起訴とした。  
朝日新聞「辞職・居座り 同じ処分」『全員不起訴なら辞めなければよかった』。村瀬隆彦元市議は思わず本音を漏らした「横山善道県議は『辞職は考えず、県民のために頑張りたい。言い訳になるので支援者に説明はしない』と県議を続ける意向を示した」「宮田軍作市議は『議員を続けて信頼回復に努める道を選びたい。』」
  
- 第10号証左側 同6月18日の新聞報道。  
同6月18日に渡辺が議会運営委員長を、武藤が総務委員長を、村瀬が産業建設委員長を辞職することを届け出た。  
第10号証右側 同7月11日の新聞報道。  
同7月10日に村橋は議長を辞職した。
- 第11号証 同8月7日の新聞。 同8月6日に吉田が市議を辞職した。
- 第12号証右側 同9月1日の新聞。 同8月31日に渡辺が市議を辞職した。
- 第12号証左側 同11月9日の新聞。  
同11月8日に村橋、武藤、村瀬が市議を辞職した。
  
- 第13号証 2001年9月25、26日の新聞報道。  
公金の横領や詐欺などは厳しく対処されている。岐阜県職員にかかる事案の報道。
- 第14号証 2006年5月23、24日の新聞報道。  
公金の横領や詐欺などは厳しく対処されている。山県市にかかる事案の報道。
  
- 第15号証左 2007年12月18日付け新聞報道。  
議員の居座りの批判や検察の判断の注目が示されている。  
第15号証右 2007年12月28日付け新聞報道。  
本件ポスター代詐欺問題についての特集記事。「市民、不正どう判断」  
「結局、問題は年を越す・・・年明けにも岐阜検察審査会に不服を申し立てる方針だ。2009年5月までに始まる裁判員制度と同じく、検察審査会を構成するのは市民だ。市民はどう判断するのか。」とされている。
  
- 第16号証右側 2007年4月18、19日の新聞。 2007年3月28日付で、現暇兵庫県議会議員の政務調査費流用で検察審査会が不起訴不当議決、との報道。  
第16号証左側 2007年10月25日の新聞。 2007年10月24日までに、大阪市長の補助金等に係る背任容疑で検察審査会が起訴相当と議決、との報道。
- 第17号証右側 2007年12月24日の新聞。 2007年12月23日までに、岩手県雫石町議選での買収事件で検察審査会が不起訴不当と議決、との報道  
第17号証左側 2007年12月25、26、27日の新聞。  
2007年12月25日までに、新潟公安調査事務所職員公金不正使用で検察審査会が「起訴相当」「不起訴不当」と議決、との報道。 以上